

議 事 録 抄 本

令 和 8 年 3 月

福 崎 町 農 業 委 員 会

令和8年3月 農業委員会議事録抄本

日 時 : 3月23日(月) 15:00～

場 所 : 役場2階 大会議室

【出席者】・・・18名

農業委員

1番 牛尾 敏博	2番 高岡 俊一	3番 前田 泰良	4番 山本 徳雄	5番 古田 基晴
6番 田中 初美	7番 山口 金丸	8番 植岡 洋子	9番 柳田伸一郎	10番 尾崎 肇
副会長 上阪 英仁	会長 上田 隆敏	-	-	-

農地利用最適化推進委員

11番 埴岡 栄	12番 尾内 奎則	13番 大野 通利	14番 後藤 芳樹	15番 岡 幸司
16番 松岡 隆子	-	-	-	-

【事務局】 山下事務局長、藪内課長補佐、和田

【現地調査委員】

会長 上田 隆敏	副会長 上阪 英仁
2番 高岡 俊一	11番 埴岡 栄

【署名人】

6番 田中 初美	7番 山口 金丸
----------	----------

<案件>

- 議案第51号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について
(委員会証明) 2件
- 議案第52号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(委員会許可) 3件
- 議案第53号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(知事許可) 3件
- 議案第54号 農地の地目転換の適正化に関する要領に基づく届出について
(委員会受理) 1件
- 報告第1号 会長専決処理規程第2条に基づく証明書の発行について 5件

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地等の転用届出について 1件

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の所有権移転届出について 2件

(議長) 【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会3月定例会を開催します。

本日、欠席の連絡はありません。農業委員定数12人中12人出席しており、農業委員会等に関する法律第27条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

(一同) <異議なし>

(議長) 異議なしということで、

6番 田中 初美	7番 山口 金丸
----------	----------

委員にお願いします。本日は議案第51号から議案第54号に至る計4議案、報告事項3件について審議願います。

それでは、はじめに議案第51号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第51号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について
(委員会証明)

(事務局) 10番：資料1ページをご覧ください。願出地は、福崎東中学校から北東約400mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この願出地については、20年以上前から駐車場として利用されていました。既に農業をできる状態になく、非農地として証明してほしいと願出されています。その他の要件である農振農用地でもないため、非農地としての要件をすべて満たしているものと考えます。

以上です。

(議長) 事務局からの説明が終わりました。

議案第51号 10番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

- (高岡委員) 10番：現地では、農地の様相ではないことを確認しました。現地調査班では、問題ないと判断しています。よろしくご審議ください。
- (議長) 議案第51号 10番について、質疑はありませんか。山口委員どうぞ。
- (山口委員) 願出地は農振農用地ではありませんが、隣接地が農振農用地となっています。その場合、願出地が今回雑種地に変わり今後宅地や他の地目になる際には農業委員会に出てきますか。
- (事務局) 非農地証明は、願出地が農地でないことの証明です。そのため証明書を出し地目が変更されれば隣接地が農用地であったとしても農業委員会には出てきません。
- (山口委員) 資料に田と記載がある地番は全て農用地です。今回の願出地が雑種地になった場合は誰が管理するんですか。
- (事務局) 農地ですと農業委員会が指導を行えますが、雑種地への指導はどこがするかということだと思います。今回ですと空き地になりますので、住民生活課が雑草などについての指導をすることになります。宅地で家が建っており且つ空き家であれば、まちづくり課になります。
- (山口委員) 農地法第2条の第1項も第2項も同じような意味です。一方では地域計画を策定し農地を守っていこうと言っているのに、簡単に雑種地にし菌止めがきかない状態にしていいのかという疑問です。
- (事務局) おっしゃる通りです。ただ、建物を建てるということになると都市計画法で規制がありますが、土地をどのようにするかということには菌止めはきかないと思います。
- (山口委員) 各村の中で管理するということなのか、行政がある程度干渉するのか。
- (事務局) 行政ができるのは都市計画法上での許可の可否になります。その他はお願いベースでしかできないかなと思います。
- (山口委員) 分かりました。
- (事務局) 他に質疑ありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 51 号 10 番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 51 号 10 番について、賛成の方は挙手願います。

<賛成多数>

[賛成 10 : 反対 1]

(議 長) 賛成多数でございますので、議案第 51 号 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないことの証明願承認 10 番について、原案の内容で証明することといたします。

山口委員、反対の意見をお願いします。

(山口委員) 周辺が農振農用地であり、市街化を促進する区域でもないため、周囲農地への影響が懸念されます。また、このような歯止めのきかない土地が今後増えてくることが見込まれるため反対します。

(議 長) 次に、議案第 51 号 11 番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 11 番：資料 2 ページをご覧ください。願出地は、八千種小学校から北約 450m に位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この願出地については、平成 13 年頃に砂利を入れ駐車場として利用されております。既に農業をできる状態になく、非農地として証明してほしいと願出されています。その他の要件である農振農用地でもないため、非農地としての要件をすべて満たしているものと考えます。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。

議案第 51 号 11 番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(高岡委員) 11 番：現地では、砂利が入り整地されていることを確認しました。現地調査班では、問題ないと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 51 号 11 番について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 51 号 11 番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 51 号 11 番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成 11 : 反対 0]

(議 長) 全員挙手でございますので、議案第 51 号 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないことの証明願承認 11 番について、原案の内容で証明することといたします。

(議 長) 次に、議案第 52 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第 52 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(委員会許可)

(事務局) 40 番：資料 3 ページをご覧ください。申請地は、福田公民館から北西約 250m に位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は、売買による所有権移転です。この度、隣接する宅地を購入するため今回の申請が出てきております。耕うん機及び草刈り機は所有していると聞いております。取得後は、野菜を栽培する予定です。周辺は、集団化していないため所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 52 号 40 番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(高岡委員) 40 番：現地では、管理されていることを確認しました。
現地調査班では、問題ないと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 52 号 40 番について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。

議案第 52 号 40 番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 52 号 40 番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成 11 : 反対 0]

(議 長) 全員挙手でございますので、議案第 52 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 40 番について、原案の内容で許可することといたします。

次に、議案第 52 号 41 番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 41 番：資料 4～6 ページをご覧ください。申請地は、■■■■及び■■■■が高橋公民館から南約 400m、■■■■及び■■■■が高橋公民館から北東約 200 m に位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は、贈与による所有権移転です。譲受人が譲渡人の宅地を購入するのに併せて農地を取得します。譲受人の実家にはトラクターなどの機械が揃っており、必要に応じて福崎町へ運搬し使用する予定です。取得後は野菜を栽培される予定です。周辺は、集団化していないため所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 52 号 41 番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(高岡委員) 41 番：現地では、■■■■は草刈りされ、その他 3 筆には麦が植わっていることを確認しました。

現地調査班では、問題ないと判断しています。

よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 52 号 41 番について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 52 号 41 番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 52 号 41 番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成 11 : 反対 0]

(議 長) 全員挙手でございますので、議案第52号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 41番について、原案の内容で許可することといたします。

次に、議案第 52 号 42 番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 42 番 : 資料 7 ページをご覧ください。申請地は、吉田公民館から南西約 50 m に位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は、売買による所有権移転です。■■■■■に住宅を建築し■■■■■及び■■■■■が今回所有権移転で申請が出てきております。トラクターなどは譲受人の実家にあると聞いております。取得後は野菜を栽培される予定です。周辺は、集団化していないため所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 52 号 42 番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(高岡委員) 42 番 : 現地では、定期的に草刈りし管理されていることを確認しました。現地調査班では、問題ないと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 52 号 42 番について、質疑はありませんか。
山口委員どうぞ。

(山口委員) いびつな形の土地になっていますが何か理由はありますか。

(事務局) 住宅の建築で面積の制限があるため、必要な面積残してを分筆を行った結果と聞いています。分筆する土地形状については何も言うことはできないのですが、宅地になる部分と農地がいびつなため今後も注視する必要があると考えています。

(山口委員) 分かりました。

(議 長) 他に質疑ありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第52号 42番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第52号 42番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成11：反対0]

(議 長) 全員挙手でございますので、議案第52号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 42番について、原案の内容で許可することといたします。

(議 長) 次に、議案第53号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第53号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(知事許可)

(事務局) 13番：資料8ページをご覧ください。申請地は、西大貫公民館から北約200mに位置しています。地籍図・写真・配置図を併せてご覧ください。

この申請は売買により農業用倉庫、露天駐車場及び作業スペースへ転用するものです。申請人は親子関係です。譲受人は2町ほど耕作されており、収穫したお米を乾燥及び精米するための集塵設備を建設します。また、既存倉庫があるため始末書付きでの申請になっております。近隣に農地を集約した農家がおらず、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第5条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第53号 13番について、現地調査済ですので報告願います。

(高岡委員) 13番：現地では、現在は倉庫及び畑として利用されていることを確認しました。

現地調査班では、問題ないと判断しています。

よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 53 号 13 番について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 53 号 13 番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 53 号 13 番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成 11 : 反対 0]

(議 長) 全員挙手でございますので、議案第 53 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 13 番について、原案の内容で県へ進達することといたします。

次に、議案第 53 号 18 番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 18 番：資料 9・10 ページをご覧ください。申請地は、吉田公民館から南西約 50m に位置しています。地籍図・写真・配置図を併せてご覧ください。

この申請は売買により地縁者住宅へ転用するものです。住宅建築敷地以外の土地は農地として所有権移転する申請が同時に出てきております。近隣に農地を集約した農家がおらず、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第 5 条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 53 号 18 番について、現地調査済ですので報告願います。

(高岡委員) 18 番：現地では、定期的に草刈りし管理されていることを確認しました。現地調査班では、問題ないと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 53 号 18 番について、質疑はありませんか。
山口委員どうぞ。

(山口委員) 道路と住宅敷地の間に前栽を作ったら畑になるんですか。

(事務局) 庭を作っても畑にはならないと思います。そういったことにならないように今後も注視していく必要があると考えております。

(山口委員) 分かりました。お願いします。

(議長) 他に質疑ありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 53 号 18 番について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 53 号 18 番について、賛成の方は挙手願います。

<挙手多数> [賛成 10 : 反対 1]

(議長) 挙手多数でございますので、議案第 53 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 18 番について、原案の内容で県へ進達することといたします。

山口委員反対の意見をお願いします。

(山口委員) 住宅敷地を拡張し周辺農地の違反転用の恐れがあるためです。

(議長) 次に、議案第 53 号 19 番について、関係委員さんがおられるため退席をお願いいたします。

< 前田委員 退席 >

事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 19 番：資料 11・12 ページをご覧ください。申請地は、南大貫公民館から南東約 200m に位置しています。地籍図・写真・配置図を併せてご覧ください。この申請は売買により太陽光発電施設へ転用するものです。地元説明会は開催しておりませんが周辺土地所有者には了解を得ていると聞いております。近隣に農地を集約した農家がおらず、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第 5 条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

以上です。

(議長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 53 号 19 番について、現地調査済ですので報告願います。

(高岡委員) 19 番：現地では、 は管理され、 は放棄地であることを確認しました。

現地調査班では、太陽光発電施設へ転用することに問題ないと判断してい

ます。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 53 号 19 番について、質疑はありませんか。
牛尾委員どうぞ。

(牛尾委員) 地元説明会はしなかったとのことでしたが、周辺同意等について説明お願いします。

(事務局) 事業面積が 1,000 m²以上であれば開発事業等調整条例により地元説明会を行う必要がありますが、今回は 1,000 m²以下のため説明会は行っていないと聞いております。ですが、申請地周辺の宅地を含めた土地所有者には了解を得ていると聞いております。

(牛尾委員) 地元から了承を得ているとの認識でよろしいですか。

(事務局) 農地転用には区長及び水利管理者の同意が必要であり、今回は両者押印の同意書が添付されています。牛尾委員がおっしゃっておられる認識で問題ありません。

(牛尾委員) 分かりました。

(議 長) 他に質疑ありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 53 号 19 番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 53 号 19 番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成 10 : 反対 0]

(議 長) 全員挙手でございますので、議案第 53 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 19 番について、原案の内容で県へ進達することといたします。

< 前田委員 着席 >

(議長) 次に、議案第54号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第54号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出について

(委員会受理)

(事務局) 2番：資料13～15ページをご覧ください。申請地は、■■■■が井ノ口公民館から南西約100m、■■■■が井ノ口公民館から南東約100mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は地目を田から畑へ転換するものです。申請地は現在、畑として利用されており、現況と地目を合わせるために届出されています。地元区の同意も得ており、近隣に農地を集約した農家もいないため受理要件は満たすものと考えます。

以上です。

(議長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第54号について、現地調査済ですので報告願います。

(高岡委員) 2番：現地では、畑として利用されていることを確認しました。
現地調査班では、問題ないと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議長) 議案第54号について、質疑はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第54号について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第54号について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成11：反対0]

(議長) 全員挙手でございますので、議案第54号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出 1件について、原案の内容で受理することといたします。

(議長) 続きますので、報告事項です。
事務局から説明をお願いします。

(事務局) 報告第1号 会長専決処理規程第2条に基づく証明書について

資料16ページをお開きください。都市計画法第29条による「都市計画法施行規則第60条証明」のための営農証明を1件、その他申出に基づく証明、農地基本台帳原本証明を2件、耕作面積証明書を2件 計5件を発行したことを報告します。

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地等の転用届出について

資料17ページをお開きください。令和8年2月16日付けで届出され受理いたしましたことを報告いたします。

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の所有権移転届出について

資料18～19ページをお開きください。令和8年2月17日及び令和8年3月2日付けで、届出され受理いたしましたことを報告いたします。

以上です。

(議長) 報告事項について、質疑はありませんか。

<なし>

< 15:59 終了 >

○次回農業委員会開催日・・・4月21日(火) 15:00～

場所：役場2階 大会議室

署 名 人	田中 初美
署 名 人	山口 金丸